

令和 2 年 8 月 2 0 日 鹿島区地域協議会資料

南相馬市小学校及び中学校条例並びに関係規則を改正する件（報告）

教育委員会事務局教育総務課

安定した教育環境の提供と魅力ある学校づくりを目指し、小高区内の小中学校再編を行うにあたり、本市の小学校及び中学校の設置について定めた「南相馬市小学校及び中学校条例」並びに関係する規則を改正することについて報告するもの。

1 小高区小中学校再編計画策定の進捗状況について（資料 2-1-1、2-1-2）

令和 2 年 6 月 1 1 日（木）から 7 月 1 日（水）まで「小高区小中学校再編計画（素案）」の内容についてパブリックコメント手続を実施した結果、以下のとおり意見が寄せられました。

（1）意見総数 1 件

（2）意見概要

小高区小中学校の再編や子たちの教育環境の改善、そして、子どもたちの教育に対して学校と地域が連携して取り組むことは「小高区の復興」「持続可能なまちづくり」「未来を担う人材育成」を目指すうえで大変重要であり、そうした考え方を示した当計画（素案）は大変素晴らしく、全く異論はありません。

（3）意見等による計画の修正 なし

上記の結果により、関係する条例及び規則を以下のとおり改正するもの。

2 改正する条例・規則及び改正内容（資料 2-2、2-3）

（1）南相馬市小学校及び中学校条例

◆小高区内に設置する小学校

改正前）小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校

↓

改正後）小高小学校

（2）南相馬市公立学校通学区域に関する規則

◆上記（1）に伴い、小高小学校の通学区域を「小高区全域」に改正

3 小高区地域協議会への諮問結果について

本改正について、令和 2 年 7 月 2 2 日付けで小高区地域協議会に諮問を行った結果、「南相馬市小学校及び中学校条例並びに関係規則を改正する件について」は妥当であるとの答申を受けたもの。

4 今後の日程

時 期	内 容
8 月 1 7 日（月）	原町区地域協議会（報告）
2 0 日（木）	鹿島区地域協議会（報告）
2 1 日（金）	教育委員会定例会
9 月上旬	条例改正について 9 月議会に上程



2 小 地 協 第 7 号
令和 2 年 7 月 2 2 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市小高区地域協議会
会 長 林 勝典



南相馬市小学校及び中学校条例並びに関係規則を改正する件について (答申)

令和 2 年 7 月 2 2 日付け 2 教第 3 2 1 号で諮問のありました「南相馬市小学校及び中学校条例並びに関係規則を改正する件について」、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

「南相馬市小学校及び中学校条例並びに関係規則を改正する件について」は妥当であると判断します。

小高区小中学校再編計画（案）概要

学 校 教 育 課

1 計画策定の趣旨

令和元年10月に定めた「南相馬市小高区学校統合の進め方」に基づき、小高区内の区長会や保護者、学校評議員等地域住民を委員とする「南相馬市小高区学校統合準備協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、小高区内小学校の統合と、新たな学校づくりに向けた準備を円滑に推進するため、様々な協議が進められてきたところである。

ついては、小高小学校・福浦小学校・金房小学校・鳩原小学校の令和3年4月統合に向けて、これまでの協議会での議論を踏まえた「小高区小中学校再編計画（以下、「再編計画」という。）」を策定するもの。

2 再編計画の概要

（１）はじめに

（２）小中学校の現状

市内児童生徒数の推移については、震災による急激な減少後、緩やかに回復していたが、平成28年度をピークに減少し続けており、小高区内の児童生徒数の減少はさらに深刻な状況となっている。

（３）本市が目指す教育環境

南相馬市教育振興基本計画基本理念である「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」を教育の根幹とし、人材の育成を図るとともに、南相馬市公立学校適正化計画に基づく「互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境」の構築を目指します。

（４）これまでの検討経過等

小高区の小中学校再編にあたっては、計4回の地区懇談会の実施や小高区学校適正化検討協議会における検討と意見書の提出、小高区学校統合準備協議会及び各専門部会により検討を進めてきました。

（５）小高区小中学校再編の基本的事項（決定事項として掲載する内容）

①統 合 校 の 位 置：現小高小学校の位置

小高小学校が小高区を中心に位置し、施設面でも現小高小学校校舎のみが支障なく使用できるため。

②統合校の通学区域：小高区全域

旧小高区4小学校の区域（小高区全域）とする。また、おだか認定こども園の開園を踏まえ、通学区域外からの入学も検討する。

③統 合 校 の 名 称：小高小学校

中学校と同様に小高とすることが望ましいこと、小高区内の学校のため小高を残す必要があるため。

④統 合 校 の 校 章：現小高小学校の校章

現小高小学校の校章が小高区全体を象徴し、九曜の星で形どられた校章が丸みを帯び、子どもたちが地域の人に見守られながら、学校生活を送るイメージが持てるため。

⑤統 合 校 の 制 服：定めない、採用しない

旧小高区4小学校は制服を定めておらず、制服を設定することによる保護者の経済的負担を考慮し、制服は定めない。

⑥統 合 校 の 運 動 着：現小高小学校の運動着

一つの学校として運営することを契機に、比較的新しいデザインで一定の機能性を有しているため。

⑦統 合 校 の 校 歌：現小高小学校の校歌

現小高小学校校歌は、川や海、田畑など地域全体を象徴する歌詞が入っており、小高区全体を象徴し得るため。

（６）今後検討すべき事項（方向性として掲載する内容）

①小中連携（小中一貫）教育に向けた取組み

小学校統合時は「施設分離型」として開設し、子どもたちに対する教育効果や今後の児童生徒数の推移を確認しながら「施設一体型」や「義務教育学校」を目指し、協議を続けます。

②学校と地域との連携に向けた取組み

学校と地域とが相互に連携・協働を図れるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を目指し、協議を続けます。

③通学手段や安全確保の検討

統合校学区外からの通学距離や安全面を考慮するとスクールバスは必要であることを踏まえ、小高区全体の視点での公共交通を含め様々な通学手段の仕組みを検討します。

（７）再編の進め方

再編計画策定後、統合準備協議会において、閉校式や開校式などの式典準備や令和3年4月の小中学校再編に向けた協議を進めるとともに、中学校のあり方についても議論を深め、協議結果を意見書や報告書により提出していただきます。

小高区小中学校再編計画（案）

令和 2 年 月
南相馬市教育委員会

目次

1 はじめに	1
2 小中学校の現状	
（1）市内児童生徒数の推移・将来推計	2
（2）小高区児童生徒数の推移・将来推計	3
①児童生徒数の推移	3
②児童生徒数の将来推計	4
（3）小高区内小学校の現状	5
（4）小高中学校の現状	5
（5）小高区内小中学校校舎等の施設の現状	6
3 本市が目指す教育環境	8
4 これまでの検討経過等	
（1）地区懇談会の開催	9
（2）小高区学校適正化検討協議会の設置（地域での検討）	9
（3）小高区学校統合準備協議会での検討	10
5 小高区小中学校再編の基本的事項	
（1）統合校の位置	11
（2）統合校の通学区域	12
（3）統合校の学校名	12
（4）統合校の校章	12
（5）統合校の制服・運動着	13
（6）統合校の校歌	13
6 今後検討すべき事項	
（1）小中一貫教育	14
（2）学校と地域の連携	15
（3）通学手段や安全確保の検討	16
7 再編の進め方	
（1）南相馬市小高区学校統合準備協議会での協議	17
（2）今後の進め方	17

1 はじめに

南相馬市教育委員会では、平成 28 年度から市内小中学校の適正規模及び適正配置について、学識経験者・P T A・地区の代表等の皆様からご意見をお聴きし、検討を重ねた結果を十分尊重し、平成 30 年 11 月に、市内小中学校の望ましい適正化基準を定めた「南相馬市公立学校適正化計画（以下、適正化計画という。）」を策定しました。

児童生徒数が、震災前の 10 分の 1 以下に減少した小高区については、適正化計画策定後においても、依然として小規模化が進行していることを踏まえ、令和元年度より、市内でも優先的に適正化計画を推進する地区としたところです。

その後、小高区内の保護者や地域住民の皆様と学校適正化に係る懇談会等で意見交換を行い、令和元年 9 月に、P T A・地区の代表・地域住民・学校長で組織された小高区学校適正化検討協議会から、小高区 4 小学校を早急に統合すべきとした、「小高区学校統合に関する意見書」が市に提出されました。

この意見書を踏まえ、市教育委員会では、令和元年 11 月に「南相馬市小高区学校統合準備協議会」、さらには専門部会を設置するなど、小高区内の学校統合に向けた様々な準備や検討事項について、ご協議いただきました。

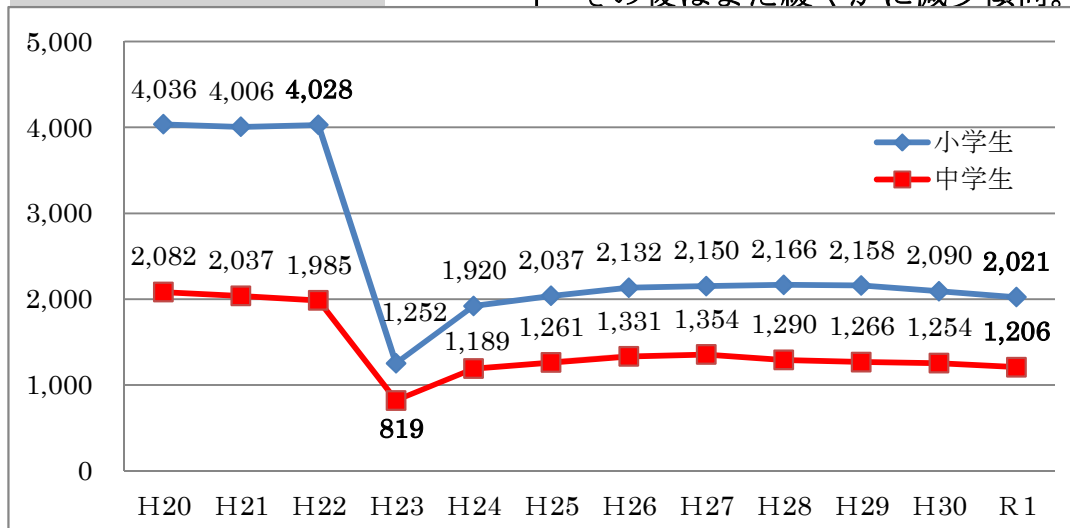
東日本大震災及び原子力発電所事故から 10 年を迎えようとする中、今後、小高区内の学校で学ぶ児童生徒へ安定した教育環境を提供するとともに、小高区復興の促進が図られるような「魅力ある学校づくり」を目指し、小高区内の学校再編を円滑に推進すべく、今般、適正化計画に基づく「小高区小中学校再編計画（以下、「再編計画」という。）」を策定します。

2 小中学校の現状

(1) 市内児童生徒数の推移・将来推計

「市内児童生徒数の推移」

⇒震災後 4, 5 年は回復したが、
その後はまた緩やかに減少傾向。



(市教育要覧より：毎年度 5 月 1 日時点)

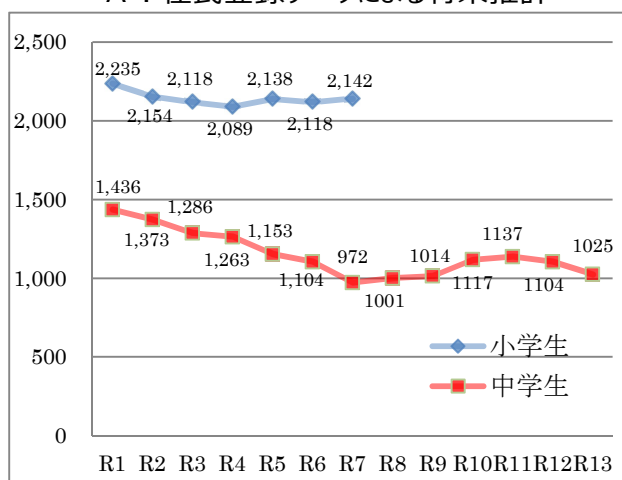
市内小学校の児童数は、震災の影響による急激な減少後、緩やかに回復し、平成 28 年度をピークに、毎年約 3 % ずつ減少傾向が続いています。震災前の平成 22 年度は 4,028 人でしたが、令和元年度は 2,021 人と 2,007 人減少（約 50 % 減）しています。

また、中学校の生徒数は、震災後、小学校と同様緩やかに回復し、平成 27 年度をピークに、毎年約 1 ~ 5 % ずつ減少傾向が続いています。震災前の平成 22 年度は 1,985 人でしたが、令和元年度は 1,206 人と 779 人減少（約 39 % 減）しています。

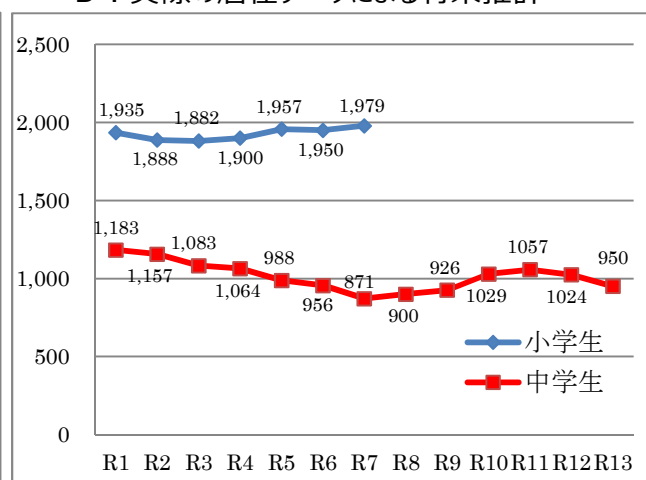
「市内児童生徒数の将来推計」

⇒小学生は横ばい。中学生は約 2 割減少の見込み。

A：住民登録データによる将来推計※1



B：実際の居住データによる将来推計※2



※1) 住民登録データによる将来推計 住民全体の住民票を管理する公簿「住民基本台帳」に登録されたデータによる将来推計。平成 31 年 4 月 1 日現在の年齢で小学生と中学生に振り分けている。

※2) 実際の居住データによる将来推計 南相馬市が管理している「避難者等情報データ」による将来推計。実際に居住している市民の情報をもとに、平成 31 年 4 月 1 日現在の年齢で小学生と中学生に振り分けている。

市内小学校児童数の将来推計は、令和元年度から令和 7 年度に向けて、A の住民登録データ及び B の実際の居住データ共に、ほぼ横ばいとなる見込みです。

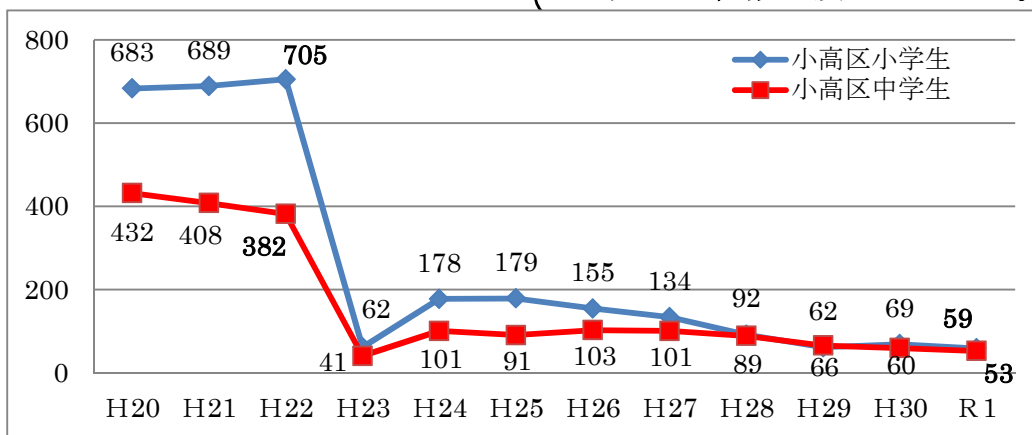
また、中学校生徒数の将来推計は、令和元年度から令和 13 年度に向けて、A の住民登録データでは約 29% 減少し、B の実際の居住データでは約 20% 減少する見込みです。

(2) 小高区児童生徒数の推移・将来推計

① 小高区児童生徒数の推移

「児童生徒数の推移」

→ 本校舎運営開始後の減少が著しく、震災直後の平成 23 年度の児童生徒数に戻りつつある。

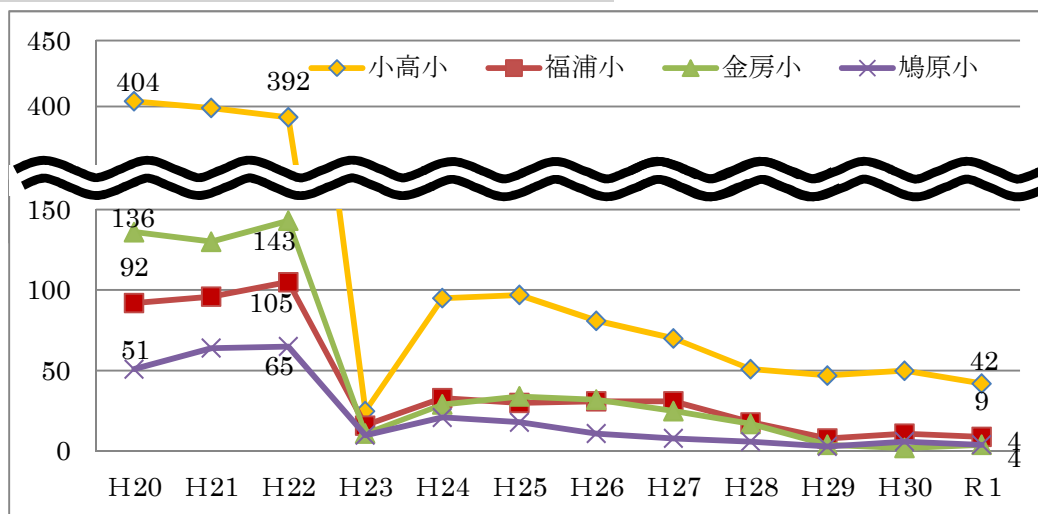


(市教育要覧より：毎年度 5 月 1 日時点)

小高区内小学校の児童数は、震災及び原発事故の影響により大きく減少した後、回復傾向は 2 年間のみで、その後深刻な減少傾向が続いています。震災前の平成 22 年度は 705 人でしたが、令和元年度は 59 人と 646 人減少（約 92% 減）しています。

また、中学校の生徒数は、仮設校舎運営時までは、全生徒 100 人前後を維持していましたが、本校舎運営開始後は、減少が進み、令和元年度においては、震災直後の平成 23 年度の生徒数に近づきつつあります。震災前の平成 22 年度は 382 人でしたが、令和元年度は 53 人と 329 人減少（約 86% 減）しています。

「児童数の推移（小高区 4 小学校の内訳）」

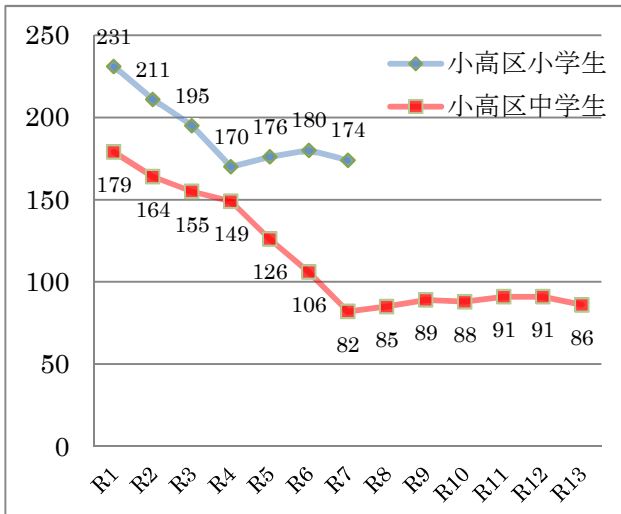


(市教育要覧より：毎年度 5 月 1 日時点)

②小高区児童生徒数の将来推計

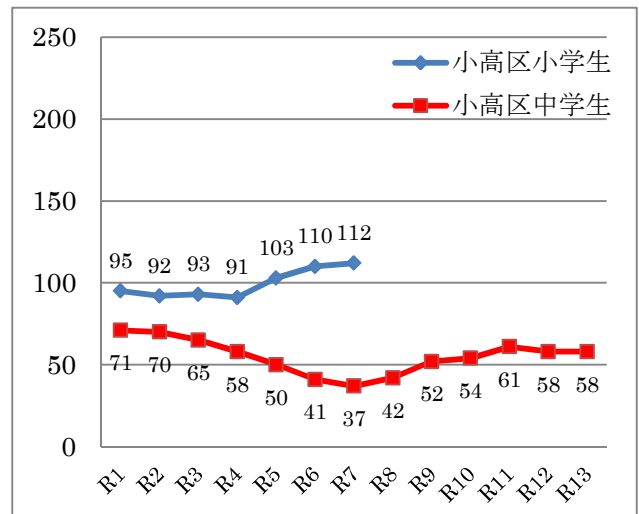
「児童生徒数の将来推計」

A：住民登録データによる将来推計



➡小学生 2 割弱増加。
中学生は 2 割弱減少の見込み。

B：実際の居住データによる将来推計

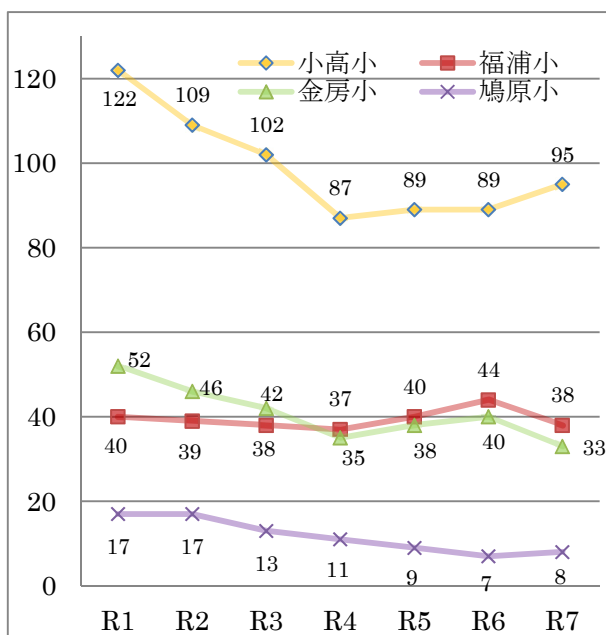


小高区小学校児童数の将来推計は、令和元年度から令和 7 年度に向けて、Aの住民登録データでは約 25%減少する見込みですが、Bの実際の居住データでは約 18%増加する見込みです。

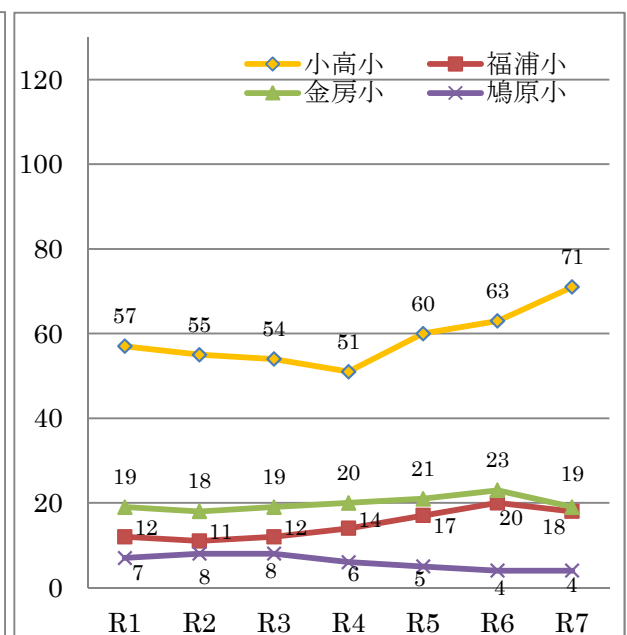
また、中学校生徒数の将来推計は、令和元年度から令和 13 年度に向けて、Aの住民登録データでは約 52%減少し、Bの実際の居住データでは、令和 7 年度までは減少するものの、その後増加傾向に転じ、令和 13 年度には約 18%の減少にとどまる見込みです。

「児童数の将来推計（小高区 4 小学校の内訳）」

A：住民登録データによる将来推計



B：実際の居住データによる将来推計



(3) 小高区内小学校の現状

小高区 4 小学校（小高小・福浦小・金房小・鳩原小）は、震災等の影響により、鹿島区内の仮設校舎において学校運営をし、平成 28 年度から小高区 4 小学校として合同運営を始め、平成 29 年度に小高区の小高小学校校舎に移り、令和 2 年度も合同運営を続けています。

平成 22 年度に 4 校の全児童数は 705 人でしたが、令和元年度は 59 人に減少しています。

また、令和元年度の児童数で、4 校それぞれが単独で学校運営をした場合、複式学級^{※1}が 8 学級となります。

「令和元年 5 月 1 日現在の児童数（4 校それぞれが単独運営した場合）」

複式学級 単位：人							
学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援 学校計
小高小	① 3	4	② 5	7	13	9	1 42
福浦小	③ 1	1	0	1	④ 4	2	0 9
金房小	⑤ 1	0	0	1	⑥ 1	1	0 4
鳩原小	0	⑦ 1	1	⑧ 1	1	0	0 4
学年計	5	6	6	10	19	12	1 59

（南相馬市教育委員会児童数調べ 令和元年 5 月 1 日現在）

※ 1）複式学級 異なる学年の児童生徒を一つの学級に編制した学級を複式学級といい、その中で学年が離れているものを飛び複式学級という。編成する基準は県教育委員会が定める。福島県教育委員会による複式学級の編制基準は次のとおり。

小学生の複式学級の編制基準		
複式学級	1年生を含む場合	～8人
	1年生を含まない場合	～16人
飛び複式学級	1年生を含む場合	いずれの学年も4人以下
	1年生を含まない場合	いずれの学年も8人以下

(4) 小高中学校の現状

小高中学校は、小高区唯一の中中学校です。震災等の影響により、平成 23 年度から鹿島区内の仮設校舎で学校運営をしてきましたが、平成 29 年度から小高区本校舎で学校運営を再開しています。

平成 22 年度の生徒数は 382 人でしたが、令和元年度は 53 人です。

「令和元年 5 月 1 日現在の生徒数・学級数」

小高中	1年	2年	3年	特別支援	学校計
生徒数	14	21	15	3	53
学級数	1	1	1	2	5

（南相馬市教育委員会児童数調べ 令和元年 5 月 1 日現在）

(5) 小高区内の小中学校校舎等の施設の現状

小高区内の小中学校の施設は、主要施設である普通教室棟や特別教室棟などの校舎や体育館のほかに、プールや校庭などで構成されています。校舎・体育館などは、建築年度や構造に違いがあり、耐震性や増改築の時期もさまざまです。

最も古い建物は、教室棟では昭和 47 年 9 月に建築された小高中南校舎西側で、体育館では昭和 44 年 3 月に建築された金房小学校体育館です。

なお、学校運営に支障がない学校は、小高小と小高中のみであり、他の学校は大規模な改修等を要することになります。

«小高区内小中学校の主要施設概要»

【構造について】RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 FRP:繊維強化プラスチック

学校名	敷地面積 (㎡)	建物概要(R1.5.1現在)											現時点での 使用可否
		建物名	構造	階数	面積	建築年月			築年数	耐震性	地震被害 工事	給水 設備	
小高小	26,233	北校舎	RC	3	3,012	H	4	5	26	○	○	○	○
		南校舎	RC	3	2,248	H	5	3	26	○	○	○	
		体育館	S	2	1,373	H	6	3	25	○	○	○	
		プール	FRP	-	425	H	6	3	25	○	○	○	
福浦小	18,782	校舎南	RC	3	1,189	S	56	4	38	○	○	×	×
		校舎北	RC	3	1,691	S	56	6	37	○	○	×	
		体育館	S	1	547	S	45	3	49	×	×	×	
		プール	RC	-	275	S	41	7	51	○	×	×	
金房小	19,526	校舎東	RC	2	995	S	54	3	40	×	○	×	×
		校舎西	RC	3	1,142	S	54	8	39	×	○	×	
		体育館	S	2	579	S	44	3	50	×	×	×	
		プール	RC	-	225	S	47	2	47	○	×	×	
鳩原小	15,118	校舎	RC	3	1,547	S	58	3	36	○	○	×	△
		体育館	RC	1	576	S	59	2	35	○	○	×	
		プール	RC	-	175	S	47	5	46	○	×	×	
小高中	38,954	南校舎西	RC	3	1,154	S	47	9	46	○	○	○	○
		南校舎東	RC	3	1,811	S	49	12	44	○	○	○	
		北校舎	RC	3	2,539	S	50	1	44	○	○	○	
		体育館	S、RC	1	1,350	S	51	3	43	○	○	○	
		プール	RC	-	875	S	51	11	42	○	○	○	

(平成 31 年度公立学校施設の実態調査に係る公立学校施設台帳より 令和元年 5 月 1 日現在)

➡給水設備の修繕で使用可能な施設
 福浦小：校舎南、校舎北
 鳩原小：校舎、体育館

①現在使用していない施設の現状

現在使用していない福浦小・金房小・鳩原小の学校施設については、耐震性・地震被害・給水設備の故障等のいずれかの支障があり、現在使用できない状態です。ただし、耐震性があり、地震被害工事が実施済みの施設で、給水設備の故障のみの施設については、修繕することで、使用可能となる状態です。

➡小高小校舎・小高中校舎ともに、
 大規模な工事が将来的に必要。

②現在使用中の施設の現状

現在使用している小高小・小高中の学校施設については、耐震性、地震被害ともに支障が無く、小学校グラウンドの人工芝生化やバリアフリーなど、現状としては、理想的な施設環境と言えます。

しかし、小高小校舎については、築年数が 26 年であるため、改修未実施となっている屋根防水や給排水設備等については、大規模改造工事が、将来的に必要となります。

小高中校舎についても、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて大規模改修工事を実施済みですが、築年数が 42～46 年と老朽化が進んでいくことから、耐用年数を増やす長寿命化改修工事※が、将来的に必要となります。

※長寿命化改修工事：老朽化した建物について、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修工事。
 (文部科学省 学校施設の長寿命化改修の手引より：平成 26 年度策定)



小高小学校



福浦小学校



金房小学校



鳩原小学校

3 本市が目指す教育環境

(1) 南相馬市教育振興基本計画基本理念に基づく教育

南相馬市教育振興基本計画基本理念「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」を教育の根幹とし、自らの力で社会を創造する人材の育成を図ります。

(2) 南相馬市公立学校適正化計画に基づく教育環境

『互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境』

子どもたちが義務教育における集団活動を通して、協調や対立、共感や反発など、多種多様な人間関係を体験し学ぶことにより、社会性・協調性・集団性を培い、成長を遂げていくものです。

そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境を目指します。

(南相馬市公立学校適正化計画(平成30年11月策定)一部抜粋)

◎計画関連図

南相馬市教育振興基本計画 後期計画



南相馬市公立学校適正化計画



小高区小中学校再編計画

(3) 再編の目的

一般的に学校を統合する場合、地域コミュニティの象徴である学校が失われてしまうことや各校の特色がなくなってしまうなどのデメリットがあり、実際に小高区の小学校再編により学校が閉校となる地域もあります。

また、一般的な統合の目的として、児童生徒が減少し小規模化した学校を統合することで、学校を適正規模にすることが挙げられますが、小高区の小学校は現在、合同により運営しており、再編しても児童生徒数が増えるわけではなく、適正規模になりません。

しかし、小高区の復興や未来を担う人材を育成するため、地域と学校がより連携を強め、小高区全体の一体感をより醸成する必要があります。

また、小高区の小学校は緊急的に4校合同運営をしており、4校それぞれの単独運営が極めて困難な状況であり、将来にわたり小高区で安定的な教育環境を提供する必要があることから、小高区の小学校の再編を進めます。

4 これまでの検討経過等

(1) 地区懇談会の開催

震災後の中学校の現状や課題について、地域の皆様のご意見をお聴きし、今後の小高区内の学校のあり方について、次のとおり地区懇談会を開催しました。

令和元年5月28日 中部地区懇談会

令和元年5月30日 西部地区懇談会

令和元年5月31日 東部地区懇談会

令和元年6月26日 小高区全体懇談会

(2) 小高区学校適正化検討協議会の設置（地域での検討）

小高区内の学校統合に係る合意形成等の検討及び調整を行い、新たな学校づくりを推進するため、区長会、小高区PTA、幼稚園保護者で構成する「小高区学校適正化検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、次のとおり検討を進め、協議結果を「学校統合に関する意見書（以下「意見書」という。）を整理し、市へ提出がありました。

令和元年7月18日 第1回検討協議会

令和元年8月19日 第2回検討協議会

令和元年9月2日 市へ「学校統合に関する意見書」の提出

	令和元年9月2日
南相馬市長 門 馬 和 夫 様	
小高区学校適正化検討協議会 会 長 堀 内 洋 伯	
小高区学校統合に関する意見書	
日頃より、小高区の子どもたちのためにご尽力いただき、感謝申し上げます。 さて、去る5月、6月に市教育委員会が開催しました、計4回の地区懇談会での説明を受けまして、行政区長、学校PTA役員を中心とした、学校適正化に係る地域の検討協議会を設置いたしました。 本協議会では、震災後に児童生徒数が激減した小高区小中学校のあるべき姿や、現状の小学校合同運営のあり方、小高区内学校統合の是非など、子どもたちにとってより良い教育環境について慎重に協議いたしました。 協議の結果、「合同運営を解消し、小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校の4校を1校に統合すべき」との結論に至りました。 ついては、4校の統合に、早急に着手することが必要です。 なお、統合に際しましては、下記項目についての配慮が必要です。	
記	
1 小高区の学校に、他校にはない特色が必要です 特定の科目に特化した学習指導や、高等教育機関との連携など、統合校に新たな付加価値を付けるため、特色ある学校づくりを、積極的に検討すること。	
2 教育環境の安定に向け、より良い制度化の検討が必要です 小学校と中学校との連携した教育カリキュラムの編成を含め、小中一貫教育や小規模特認の制度化について、安定的な教育環境が提供できるよう検討すること。	
3 地域との良好なコミュニティ維持を図る必要があります 学校運営に地域の思いを反映する場を検討するなど、地域と学校が良好な関係性を保てるようにすること。	

小高区学校統合に関する意見書（R1.9.2 提出）

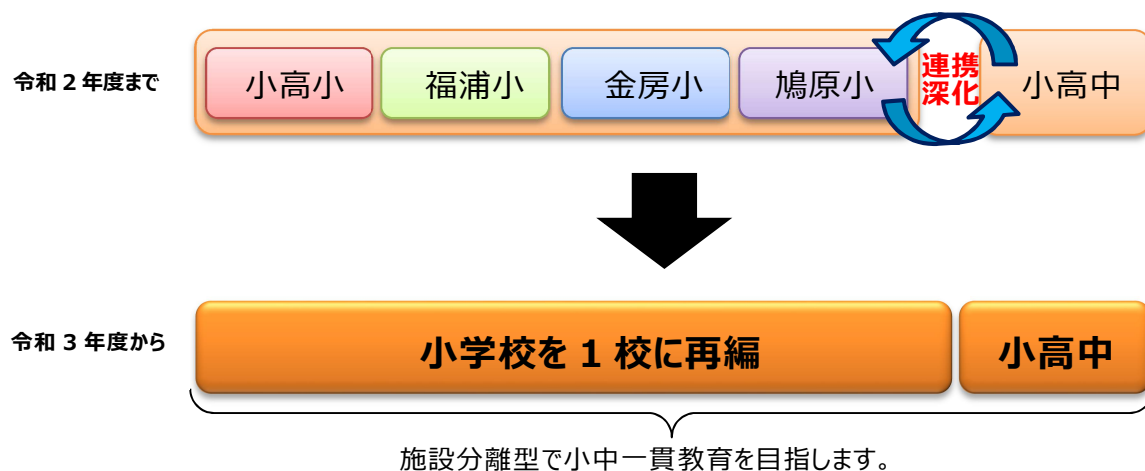
(3) 小高区学校統合準備協議会での検討

前述(2)で提出のあった意見書を踏まえ、市では「南相馬市小高区学校統合準備協議会」を設置し、次のとおり検討を進めました。

年度	期 日	準備協議会	第1専門部会	第2専門部会	第3専門部会
令和元年度	11/26	第1回 ・委員委嘱、会長等選出 ・専門部会設置 ・スケジュールの共有等 ・統合校の位置、校名、校歌、校章、制服及び運動着の検討			
	12/3		第1回 ・部会長等選出 ・統合校の位置、校名、校歌、校章、制服及び運動着の検討		
	12/17		第2回 ・統合校の位置、校名、校歌、校章、制服及び運動着の検討 ・閉校式、開校式		
	1/8			第1回 ・部会長等選出 ・小中一貫制度確認 意見交換 ・特色ある学校づくり 意見交換	第1回 ・部会長等選出 ・通学手段、PTA組織 意見交換 ・コミュニティ・スクール 意見交換
	1/17	第2回 ・第1専門部会報告及び協議 ・第2専門部会検討経過報告 ・第3専門部会検討経過報告 ・調製中再編計画素案(案) ・全体スケジュール			
	2/3		第3回 ・統合校の校章意味合い、運動着検討 ・校歌・校章の残し方 ・閉校式、開校式		
	2/5			第2回 ・小中一貫教育検討 ・特色ある学校づくり、通学区域の検討	第2回 ・通学手段、安全確保 ・コミュニティ・スクールの検討
	2/20	第3回 ・第1専門部会報告及び協議 ・第2専門部会検討経過報告 ・第3専門部会検討経過報告 ・再編計画素案(案)			
	2/28 ～3/10	第4回 (書面会議) ・再編計画素案(案)の協議			
	3/13 ～3/19		第4回 (書面会議) ・校歌、校章の残し方検討 ・閉校式・開校式の検討		
	3/25 ～3/31				第3回 (書面会議) ・通学手段、安全確保 ・コミュニティ・スクールの検討

5 小高区小中学校再編の基本的事項

本市が目指す学校教育の実現のため、次のとおり小高区小中学校の再編を進めます。



小学校は、これまで小高区4小学校として合同運営していた小高・福浦・金房・鳩原小学校を1校に再編します。中学校は、他中学校との統合等はいりません。

また、小中一貫教育については、これまでの小・中学校それぞれの連携項目を洗い出し、協議し、小学校再編を機に、より連携を深めるとともに、小中一貫の教育目標を掲げ、施設分離型の小中一貫教育を目指します。

なお、統合し1校に再編される小学校の基本的事項は次のとおりとします。

(1) 統合校の位置

「現小高小学校の位置」とします。

所在地：福島県南相馬市小高区関場一丁目77番地の1

理 由

統合校の位置は、通学区域が広範囲となったことにより、通学距離の平準化の観点のみではなく、これまでの様々な懇談会等でも、現小高小学校舎以外を望む声が無かったことや、令和3年4月の統合校運営に向け、2(5)「小高区内の小中学校校舎等の施設の現状」で示したとおり、施設面でも現小高小学校校舎のみが支障なく使用できるため。

(2) 統合校の通学区域

「小高区全域」とします。

また、通学区域外からの入学を認める「小規模特認校制度」の導入を目指します。

理 由

統合校の通学区域は、旧小高区 4 小学校の区域（小高区全域）となる。しかし、統合後においても、適正化計画で示す、望ましい適正規模※を満たさない見込みであること、また、令和 2 年度の「おだか認定こども園」の開園を踏まえ、通学区域外からの入学を認める小規模特認校制度について検討し、導入を目指す。

※望ましい適正規模 「南相馬市公立学校適正化計画(平成30年 11 月策定)一部抜粋」

小学校1学級あたりの児童生徒数:小学校は 21～25 人

小学校1学年あたりの学級数:2学級から3学級

小学校1校あたりの学級数:12学級から8学級

(3) 統合校の学校名

「小高小学校」とします。

理 由

地区懇談会等では、「小高の名称を残したい」の声があった一方で、「新しい校名とした方が良い」などの意見をいただいた。

このような意見を踏まえ、統合準備協議会で慎重に審議を深め、「中学校と同様に『小高』とすることが望ましい」「小高区の学校なので『小高』で違和感がない」「小高区の学校であるので『小高』を残す必要がある」などの考えから、学校名は「小高小学校」とします。

(4) 統合校の校章

「現小高小学校の校章」とします。



理 由

統合準備協議会での協議においては、「新しい校章を作った方が良い」「地域に広く公募して決定」など、新たな校章の検討も慎重に審議したが、現小高小学校の校章は、「小高区全体を象徴しているぴったりの校章」「九曜の星で形どられた校章は、丸みを帯び、小高・福浦・金房・鳩原の子どもたちが地域の人に見守られながら、仲良く学校生活を送るイメージが持てる」などから、現在の小高小学校の校章を継承します。

(5) 統合校の制服・運動着

- ① 制 服 「定めない、採用しない」とします。
- ② 運動着 「現小高小学校の運動着」とします。

理 由

統合校の制服は、統合準備協議会の協議で、「制服を設定することにより保護者の経済的負担が増加」「新しく作る合理的な理由がない」との意見を踏まえ、統合校の制服は「定めない」とします。

統合校の運動着は、懇談会等や統合準備協議会で、「別の運動着を着ていても、児童たちは違和感なく学校生活を送れている」との見解もありましたが、一つの学校として運営することを契機とし、現状のものを使用できる間は着衣可能とした移行期間を設けた上で、比較的に新しいデザインや一定程度の機能性を有する現小高小学校の運動着に統一します。

(6) 統合校の校歌

「現小高小学校の校歌」とします。

理 由

統合校の校歌については、懇談会等や統合準備協議会でも、様々な意見が出されました。「現状の 4 校それぞれの校歌の一番を歌うスタイルについて、今となっては児童たちに浸透している」「4 校の統合に合わせ、校歌も新しくしてみても」との意見もありました。

これを踏まえ、統合準備協議会では、4 校分の校歌を全て歌う現状のスタイルを、今後も継続していくことの妥当性を協議したところ、「児童は 4 校分歌えるが、順番が変わったり、途中から伴奏を弾き直したりすると歌えなくなる児童がいる」ことが判明しました。

また、4 校の校歌を 1 曲に編曲する等の意見も出されましたが、著作権に加え、1 つの詩や曲に対する作詞者や作曲者の思いを尊重し、現在の校歌の編曲は適さないと判断しました。

このような協議の中で、現小高小学校校歌を注目すると、「川や海、田畑など地域全体を象徴する歌詞が入っており、校章と同様で、小高区全体を象徴し得る。」ことから、統合校の校歌は現小高小学校の校歌とします。

6 今後検討すべき事項

(1) 小中連携（小中一貫）教育に向けた取組み

それぞれの連携項目を洗い出し、協議し、連携を深めます。

小学校の統合時は「施設分離型」として開設。

「施設一体型」や「義務教育学校」を目指し、協議を続けます。

方 針

安定的な教育活動を行う上では、「児童数・生徒数といった規模感は大切」「小中一貫教育とするのであれば、6・3制だけではなく、4・3・2制や5・4制などによる今までにない教育効果が得られる可能性がある」などの意見がありました。

一方で、小学校と中学校の施設が分離しては、「小中連携の効果が限定的となる」などの意見もありました。

今後は、子どもたちに対する教育効果の確認と今後の児童生徒数の増減を確認しながら「施設一体型」や「義務教育学校」を目指します。

※参考 統合準備協議会での意見

- ・中一ギャップの解消をしたい。生徒指導面だけでなく、学力向上も含めて系統的な指導ができるようにして欲しい。
- ・教育目標や行事などで連携をしていき、さらに深い連携が必要であれば校舎も一体化しては。
- ・学力面、生徒指導面等うまくいくかどうかかわからないが、まず一歩進み出すことが大切。
- ・幼稚園と小学校で学習発表会を行っている。今後はそこに中学校が入るのも良い。
- ・小学生に中学生の授業を見せるのはすごく良いことだと思う。

※参考 小中一貫教育に合わせた特色ある教育活動例

- ・プログラミング教育の充実・・・論理的思考力や課題発見・解決力・創造力等の育成のため、幼保小中高大の連携などによる、こども園から大学連携までの幅広い連携による教育効果のため。
- ・特出したスポーツの指導・・・地域スポーツ団体等による、卓球等の少人数から実施できるスポーツの指導

「施設一体型」の検討

小高区小中学校の再編により、施設一体型の小中一貫教育を目指すにあたって、建物の耐用年数について比較しました。

・建物の耐用年数による比較

小高小・小高中はどちらも鉄筋コンクリート造であり、日本建築学会が定める標準的物理的耐用年数は、60 年とされています。建物の建築年度と残耐用年数の比較表については次表のとおりとなり、校舎・体育館ともに小高小施設が築浅であり、残耐用年数に 17 年の開きがあります。

建築年度等の比較（校舎及び体育館）

		建築年度		残耐用年数	解体年
小高小	校舎	1993年	(築28年)	32年	2052年
	体育館	1994年	(築27年)	33年	2053年
小高中	校舎	1975年	(築45年)	15年	2035年
	体育館	1976年	(築44年)	16年	2036年

※棟ごとに建築年数が異なる場合は、最も建築年度の新しい棟が比較対象

(2) 学校と地域との連携に向けた取組み

将来的に、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を目指します。

方針

学校と保護者及び地域が良好なコミュニケーションを持続するには、学校運営に地域が参画するなど、それぞれの関わりを増やすことが大切です。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営の基本方針に、これまで以上に地域との関わりを必要とします。

これまでも、学校と地域は積極的に関わってきています。本制度には、学校で手が回らない部分を地域がサポートしたり、地域の行事に学校が参画し、地域の伝統や文化を大切にしたりする側面もあります。地域の良い面をしっかりと定着させながらも、学校運営に対する当事者意識を持った、連携・協働による取組みとしてコミュニティ・スクールの導入を目指します。

※参考 統合準備協議会での意見

- ・子どもたちのために、地域に何ができるのかを考えた上で、この制度が運用されれば良いと思う。
- ・コミュニティ・スクールは、学校で手が回らない部分を協力いただくという面もあり、学校現場としては、何かを行いたいと言ったときに、相談や依頼ができる場や組織があるのはありがたい。しかし現状は、どんな団体があるのかを把握する必要があるし、逆に地域の要望が多すぎると負担にもなっていく。
- ・コミュニティ・スクールがあることにより、今以上に保護者や地域の繋がりが増えていくと思う。
- ・地域が学校に関われる。またその逆も素晴らしいこと。しかし地域には学校の状況が入りづらい。コミュニティ・スクールはこれを解消する。お互いの情報が入ることで、地域が学校を意識するようになっていくと思う。

(3) 通学手段や安全確保の検討

方 針

児童生徒の徒歩通学や自転車通学については、「自然や社会とのつながり」や「身体能力や肥満解消」の面では非常に大切です。しかし、小高小の学区外からの通学距離や安全面を考慮すると、現在のスクールバス運行の必要性は高いと言えます。

国の財源が無くなった場合でも、子どもたちの通学手段は確保する必要があります。小高区全体の視点での公共交通を含め、子どもたちの通学手段に活用できる仕組みを検討します。

※参考 統合準備協議会での意見

- ・児童生徒数を確保していくのであれば、今後も何らかの通学手段の確保が必要だ。
- ・中学生であれば、工事車両の走行が無くなれば自転車通学ももっと増えていくと思う。
- ・スクールバス運転手は運転の専門家。安心感が大きい。
- ・家庭で送迎していた震災以前は、保護者とのコミュニケーションがもっと取れていたのではないか。
- ・今後何らかの保護者負担が増えた場合は、理解は得られないと思う。
- ・仮にスクールバスが無くなった場合は、路線バスや遠距離通学補助制度の改正など、様々な想定が必要だと思う。

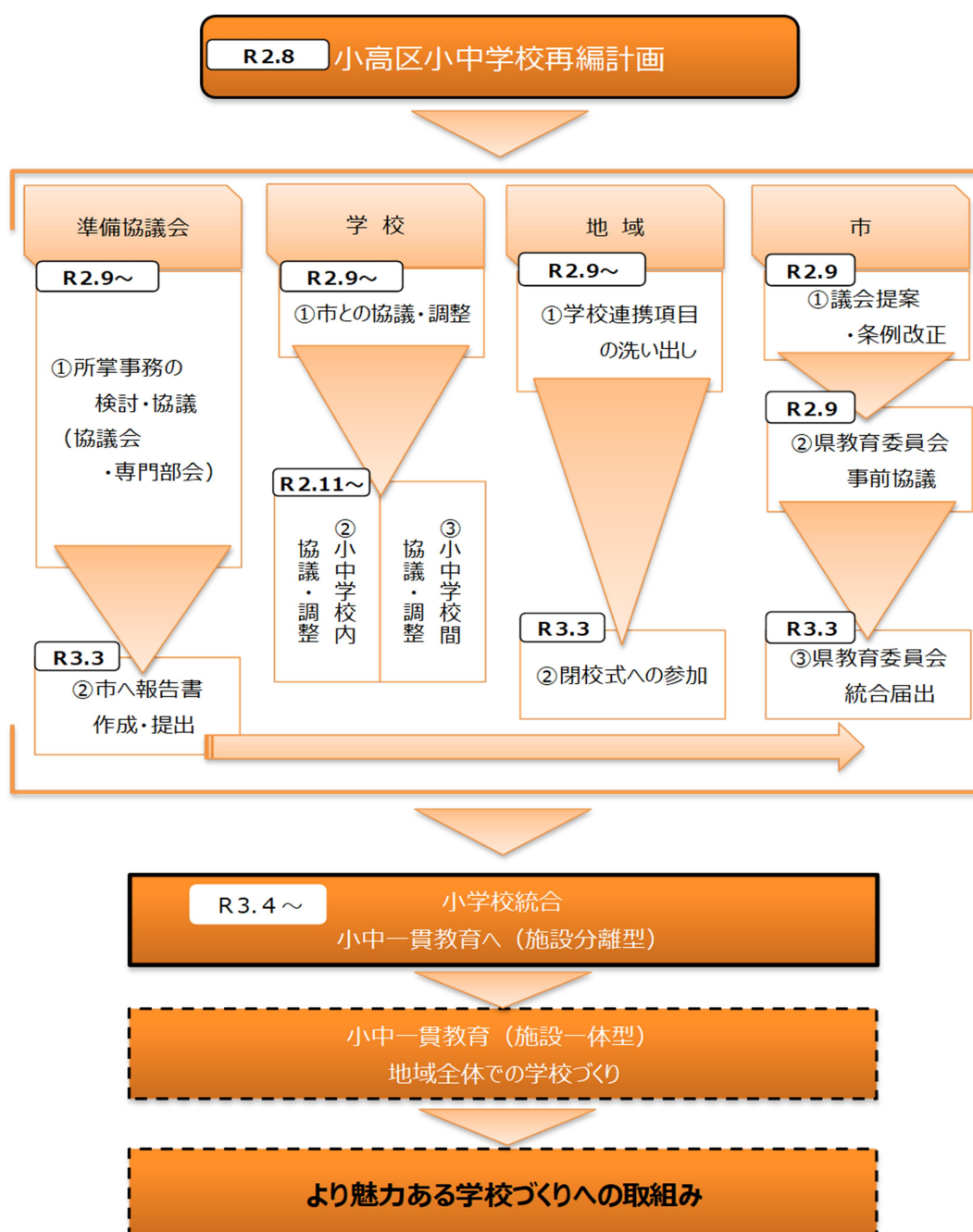
7 再編の進め方

(1) 南相馬市小高区学校統合準備協議会での協議

本再編計画策定後、統合準備協議会において、閉校式や開校式などの式典に加え、令和3年4月の小中学校再編に向けた協議を進めます。

また、令和3年度以降の学校運営をはじめ、小高区小中学校のあり方についての議論を深め、この協議結果については、統合準備協議会の「意見書」や「報告書」など書面にて、市教育委員会に提出していただきます。

(2) 今後の進め方



小高区小中学校再編計画

令和 2 年○月

発行：福島県南相馬市教育委員会

編集：福島県南相馬市教育委員会事務局学校教育課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町 2-27

TEL 0244-24-5283 FAX 0244-23-7782

南相馬市条例第〇〇号

南相馬市小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

改正案

南相馬市小学校及び中学校条例（平成 18 年南相馬市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	
別表（第 2 条関係）	
名称	位置
南相馬市立小高小学校	南相馬市小高区関場一丁目 7 7 番地 1
南相馬市立小高中学校	南相馬市小高区吉名字中坪 1 番地
【略】	【略】

改 正 前	
別表（第 2 条関係）	
名称	位置
南相馬市立小高小学校	南相馬市小高区関場一丁目 7 7 番地 1
南相馬市立福浦小学校	南相馬市小高区蛭沢字藤沼 5 0 番地 1
南相馬市立金房小学校	南相馬市小高区飯崎字北原 6 1 番地 1
南相馬市立鳩原小学校	南相馬市小高区南鳩原字西畑 7 6 番地 1
南相馬市立小高中学校	南相馬市小高区吉名字中坪 1 番地
【略】	【略】

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第243号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成25年6月27日条例第33号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
南相馬市立小高小学校	南相馬市小高区関場一丁目77番地1
南相馬市立福浦小学校	南相馬市小高区蛭沢字藤沼50番地1
南相馬市立金房小学校	南相馬市小高区飯崎字北原61番地1
南相馬市立鳩原小学校	南相馬市小高区南鳩原字西畑76番地1
南相馬市立小高中学校	南相馬市小高区吉名字中坪1番地
南相馬市立鹿島小学校	南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地
南相馬市立八沢小学校	南相馬市鹿島区南屋形字北原32番地
南相馬市立上真野小学校	南相馬市鹿島区浮田字一丁田81番地
南相馬市立鹿島中学校	南相馬市鹿島区寺内字落合28番地
南相馬市立原町第一小学校	南相馬市原町区東町二丁目66番地
南相馬市立原町第二小学校	南相馬市原町区橋本町一丁目101番地
南相馬市立原町第三小学校	南相馬市原町区上町一丁目13番地
南相馬市立高平小学校	南相馬市原町区下北高平字古館22番地
南相馬市立大甕小学校	南相馬市原町区大甕字鶴蒔8番地
南相馬市立太田小学校	南相馬市原町区益田字塩釜236番地
南相馬市立石神第一小学校	南相馬市原町区北長野字北原田288番地
南相馬市立石神第二小学校	南相馬市原町区大木戸字西原1番地
南相馬市立原町第一中学校	南相馬市原町区南町三丁目23番地
南相馬市立原町第二中学校	南相馬市原町区桜井町一丁目152番地
南相馬市立原町第三中学校	南相馬市原町区下太田字川内前12番地2
南相馬市立石神中学校	南相馬市原町区石神字北畑47番地1

南相馬市教育委員会規則第〇〇号

南相馬市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

改正案

南相馬市公立学校通学区域に関する規則（平成 18 年南相馬市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	
別表（第 2 条関係）	
学校名	通学区域
小高小学校	<u>小高区全域</u>
小高中学校	小高区全域
【略】	【略】

改 正 前	
別表（第 2 条関係）	
学校名	通学区域
小高小学校	<u>藤木一丁目、二丁目、上町一丁目、二丁目、西町一丁目、二丁目、仲町一丁目、二丁目、関場一丁目、二丁目、大町一丁目、二丁目、本町一丁目、二丁目、田町一丁目、二丁目、東町一丁目、二丁目、三丁目、南町一丁目、二丁目、小高、片草、吉名、上根沢（迎平の一部）、小屋木（一本松、台畑、蛇田、前畑、台下、下台下）、岡田、大井、塚原、泉沢（金谷迫、沢目木、八重迫の一部、金子坂の一部、戸ノ内前の一部）</u> 以上小高区
福浦小学校	女場、角部内、蛭沢、浦尻、下浦、行津、上浦、神山、耳谷、福岡、村上、井田川、水谷、泉沢（金谷 迫 、沢目木、八重 迫 の一部、金子坂の一部、戸ノ内前の一部を除く。） 以上小高区
金房小学校	金谷、川房、大田和、上根沢（迎平の一部を除く）、小屋木（一本松、台畑、蛇田、前畑、台下、下台下を除く。）、飯崎、大富

	(犬塚の一部)、小谷(道摩塚、龍ヶ 迫 、西台、八幡、摩辰の一部、官上の一部、山大道の一部を除く。) 以上小高区
鳩原小学校	羽倉、北鳩原、南鳩原、大富(犬塚の一部を除く。)、小谷(道摩塚、龍ヶ 迫 、西台、八幡、摩辰の一部、官上の一部、山大道の一部) 以上小高区
小高中学校	小高区全域
【略】	【略】

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

平成18年1月1日
教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、南相馬市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域は、別表のとおりとする。

(就学すべき学校の指定)

第3条 学校に入学する児童生徒は、保護者が住所を有する通学区域内に所在する学校に入学しなければならない。

第4条 保護者がその住所を通学区域外に変更したときは、児童生徒は、当該通学区域内に所在する学校に転校しなければならない。

第5条 南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において特別の事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、通学区域外の学校に入学させ、又は転校させることができる。

2 保護者は、児童生徒が病弱その他の事情により指定された学校の変更の申立てをしようとするときは、通学区域外就学許可申請書（様式第1号）に事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 教育長は、通学区域外就学を許可し、又は許可しない旨の決定をしたときは、通学区域外就学許可（不許可）通知書（様式第2号）を保護者に交付する。

4 前項の通学区域外就学の許可後において、虚偽の申請であることを発見したときは、直ちにその許可を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町公立学校通学区域に関する規則（昭和33年小高町教育委員会規則第4号）、鹿島町立小学校通学区域に関する規則（昭和47年鹿島町教育委員会規則第5号）又は原町市公立学校通学区域に関する規則（昭和29年原町市教育委員会規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年6月27日教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成２７年１２月１７日教委規則第４号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年６月２８日教委規則第２号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

学校名	通学区域
小高小学校	藤木一丁目、二丁目、上町一丁目、二丁目、西町一丁目、二丁目、仲町一丁目、二丁目、関場一丁目、二丁目、大町一丁目、二丁目、本町一丁目、二丁目、田町一丁目、二丁目、東町一丁目、二丁目、三丁目、南町一丁目、二丁目、小高、片草、吉名、上根沢（迎平の一部）、小屋木（一本松、台畑、蛇田、前畑、台下、下台下）、岡田、大井、塚原、泉沢（金谷 迫 、沢目木、八重 迫 の一部、金子坂の一部、戸ノ内前の一部） 以上小高区
福浦小学校	女場、角部内、蛭沢、浦尻、下浦、行津、上浦、神山、耳谷、福岡、村上、井田川、水谷、泉沢（金谷 迫 、沢目木、八重 迫 の一部、金子坂の一部、戸ノ内前の一部を除く。） 以上小高区
金房小学校	金谷、川房、大田和、上根沢（迎平の一部を除く）、小屋木（一本松、台畑、蛇田、前畑、台下、下台下を除く。）、飯崎、大富（犬塚の一部）、小谷（道摩塚、龍ヶ 迫 、西台、八幡、摩辰の一部、官上の一部、山大道の一部を除く。） 以上小高区
鳩原小学校	羽倉、北鳩原、南鳩原、大富（犬塚の一部を除く。）、小谷（道摩塚、龍ヶ 迫 、西台、八幡、摩辰の一部、官上の一部、山大道の一部） 以上小高区
小高中学校	小高区全域
鹿島小学校	鹿島、西町一丁目、二丁目、三丁目、あさひ、北右田、南右田、寺内、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎、小島田、横手（字榎内、川原、八郎内、堂前、町田、八反田、金谷前）、小池、檜原 以上鹿島区
八沢小学校	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田、永渡 以上鹿島区
上真野小学校	上栃窪、栃窪、御山、角川原、横手（字榎内、川原、八郎内、堂前、町田、八反田、金谷前を除く。）、山下、浮田、岡和田、牛河内、小山田 以上鹿島区
鹿島中学校	鹿島区全域
原町第一小学校	三島町二丁目、三丁目、北町、小川町、本町一丁目、二丁目、三丁目、栄町一丁目（１～４５）、栄町二丁目（１～３１）（６３～８２）、栄町三丁目（１～５９）、大町一丁目、二丁目、三丁目、東町一丁目、二丁目、三丁目、旭町一丁目、二丁目、錦町一丁目、二丁目、三丁目、桜井町一丁目、二丁目、高見町一丁目、二丁目、上渋佐、下渋佐 以上原町区
原町第二小学校	南町一丁目、二丁目、橋本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、栄町一丁目（４６～１２７）、栄町二丁目（３２～６２）（８３～８６）、栄町三丁目（６０～１７８）、旭町三丁目、四丁目、二見町一丁目、二丁目、三丁目、

	四丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、日の出町 以上原町区
原町第三小学校	国見町一丁目、二丁目、三丁目、上町一丁目、二丁目、三丁目、西町一丁目、二丁目、三丁目、三島町一丁目、南町三丁目、四丁目、本陣前一丁目、二丁目、三丁目、陣ヶ崎 以上原町区
高平小学校	上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉、金沢 以上原町区
大甕小学校	萱浜、北原、大甕、雫、小浜、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢 以上原町区
太田小学校	小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田、矢川原、片倉 以上原町区
石神第一小学校	大谷、大原、信田沢、深野、長野（字洞を除く。）、北長野、北新田 以上原町区
石神第二小学校	仲町一丁目、二丁目、三丁目、馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉、長野（字洞） 以上原町区
原町第一中学校	国見町一丁目、二丁目、三丁目、上町一丁目、二丁目、三丁目、西町一丁目、二丁目、三丁目、三島町一丁目、二丁目、三丁目、北町、小川町、本町一丁目、二丁目、三丁目、南町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、本陣前一丁目、二丁目、三丁目、橋本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、栄町一丁目、二丁目、三丁目、大町一丁目、東町一丁目、二見町一丁目、陣ヶ崎 以上原町区
原町第二中学校	大町二丁目、三丁目、東町二丁目、三丁目、旭町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二見町二丁目、三丁目、四丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、錦町一丁目、二丁目、三丁目、桜井町一丁目、二丁目、高見町一丁目、二丁目、日の出町、上渋佐、下渋佐、北萱浜、北原の一部（県道小浜字町線北側）、高平小学校の通学区域 以上原町区
原町第三中学校	萱浜、北原の一部（県道小浜字町線南側）、大甕、雫、小浜、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢、太田小学校の通学区域 以上原町区
石神中学校	石神第一小学校、石神第二小学校の通学区域 以上原町区

※備考 鹿島区の小池字原畑、宮前の一部及び小草並びに横手字八斗蒔は、鹿島小学校又は上真野小学校入学の自由区域とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

通学区域外就学許可申請書			
年 月 日			
南相馬市教育委員会			
保護者住所 氏 名			
㊟			
次のとおり区域外就学をしたいので申請します。			
区 分	児 童 氏 名 生 徒	就 学 指 定 校	就 学 希 望 校
学年 組			
学年 組			
学年 組			
就 学 期 間	自 至	年 月 日 年 月 日	
申 請 の 理 由			

様式第2号（第5条関係）

通学区域外就学許可（不許可）通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市教育委員会教育長



年 月 日付けで申請のあった通学区域外の就学については、次のとおり許可します。

許可しません。

区 分	児 童 氏 名	就 学 指 定 校	就 学 希 望 校
学 年 組			
学 年 組			
学 年 組			
就 学 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
許 可 の 条 件			
許 可 し な い 理 由			